# Equal Pay Day（イコール・ペイ・デイ：EPD）全国会議

# 賃金の男女格差解消を目指して
# イコール・ペイ・デイ運動を広げよう！

**2017年のEPDは4月7日です**

2016 年のイコール・ペイ・デイは4月 10 日でしたので 3 日早くなり、格差比率は 27.78%⇒27.03%と若干改善されました

女性の平均賃金が男性より低いのは残念ながら世界共通です。
女性が男性の年収と同じ金額を手にするには、男性より数十日余計に働く必要があります。
女性が余計に働いて男性の1年分の賃金と同額を手にする日、それが「イコール・ペイ・デイ（＝同じ賃金を手にする日）」です。
イコール・ペイ・デイ（EPD）運動は、直接的な賃上げ運動ではありません。男女の賃金格差を「見える化」するものであり、「男女間の給与の不平等の現実」の認識を深め、男女の賃金格差解消を目指しています。

日時 2017 年 4 月 22 日(土)
13:30～16:30

◆◆◆ プログラム ◆◆◆

はじめに（13:30~13:45）挨拶と政策説明
厚生労働省雇用均等・児童家庭局　総務課　六本佳代調査官
第 1 部(13:50~15:00) 基調講演「男女共同参画の観点からみた地方移住」
講師：塚崎　裕子氏 /大正大学 地域構想研究所教授
第 2 部(15:10~15:45)　**全国各地で展開した EPD 運動報告**
EPD 活動したＢＰＷ各クラブからの報告
第 3 部(15:45~16:00)　**世界の EPD 運動について**
第 4 部(16:00~16:30)　今後の EPD 運動について意見交換とアピール採択

会場　婦選会館ホール
渋谷区代々木２−21−11
参加費無料

問合せ・申込み
「4/22 参加希望」と明記の上、「氏名」「連絡先（TEL , FAX or E-mail）」をご記入いただき、下記まで E-mail もしくは FAX でお申し込みください。(当日会場でも受付けます)
E-mail: sympo2017@bpw-japan.jp
FAX：03-5304-7876　　お問い合わせ TEL：03-5304-7874
◆取得しました個人情報は、この受付のみの目的に使用いたします。

**主催 特定非営利活動法人日本ＢＰＷ連合会**
**後援 厚生労働省　内閣府男女共同参画局**

**BPW とは**、「Business and Professional Women」の略で、日本 BPW 連合会は、国連の経済社会理事会の諮問機関として一般協議資格を持つ NGO 団体 BPW International に加盟し、働く女性の利益を促進し、女性の社会的地位と職業水準の向上を図るとともに、国内および国外の働く女性の親交と理解を深め、世界平和に寄与することを目的とした団体で、全国に 17 のクラブとアソシエーツがあります。主な活動は、男女格差解消のため、国内の男女賃金格差を見える化する「イコール・ペイ・デイ活動」、国際的な格差ランク「男女格差指数（GGGI）」の広報活動、「WEP s 署名推進活動」など。また若い女性の活躍支援として「CSW インターン派遣事業」「ヤング・スピーチコンテスト事業」を継続しています。内閣府男女共同参画推進連携会議の当初からの構成団体で、2009 年 9 月に法人化しました。2015 年より活動目標として「**203050**（ニイマルサンマルゴーマル）＜2030 年までに完全な男女平等（50-50）の実現を目指す＞」を掲げています。

# 2017年　イコール・ペイ・デイ（EPD）　⇒　4月7日

男性が1年間で得る賃金を、女性は1年を超えて働いてようやく同額となる日が
**イコール・ペイ・デイ（＝同じ賃金を手にする日）です**

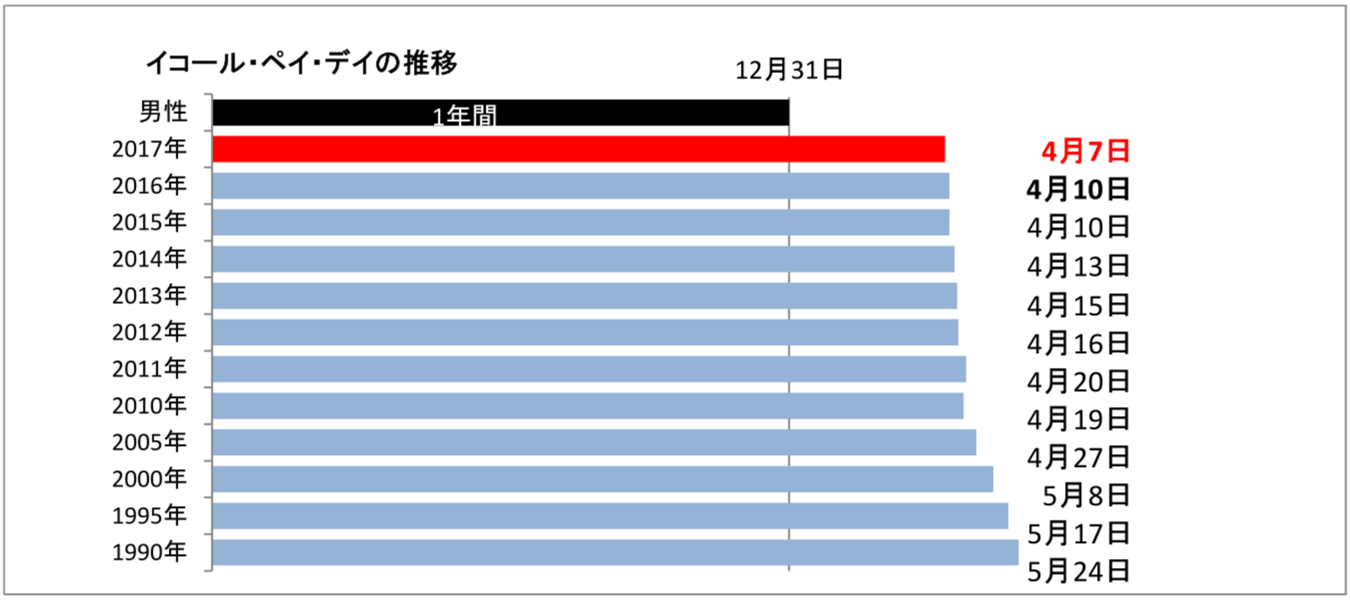


**❏性別賃金及び対前年増減率の推移**（平成28年賃金構造基本統計調査（全国）結果の概況より）**とイコール・ペイ・デイ**

| EPD | 調査年（前年） | 男女計 | | 男性 | | 女性 | | 賃金格差 A＝女性賃金/男性賃金（四捨五入） | B＝賃金格差分の%（100－A） | C＝格差分の労働日数（年間労働日数月22日×12＝264）×B | D＝稼働換算（22／月） | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 賃　金（千円） | 対前年増減率（%） | 賃　金（千円） | 対前年増減率（%） | 賃　金（千円） | 対前年増減率（%） | | | | ヶ月 | 労働日 |
| 男性　12月　31日 | | | | | | | | 100 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2017年　4月　7日 | 28 年 | 304.0 | 0 | 335.2 | 0 | 244.6 | 1.1 | 72.97 | 27.03 | 71.4 | 3 | 5.4 |
| 2016年　4月　10日 | 27年 | 304.0 | 1.5 | 335.1 | 1.7 | 242.0 | 1.7 | 72.22 | 27.78 | 73.3 | 3 | 7.3 |
| 2015年　4月　10日 | 26年 | 299.6 | 1.3 | 329.6 | 1.1 | 238.0 | 2.3 | 72.21 | 27.79 | 73.4 | 3 | 7.4 |
| 2014年　4月　13日 | 25年 | 295.7 | −0.7 | 326.0 | −0.9 | 232.6 | −0.2 | 71.35 | 28.65 | 75.6 | 3 | 9.6 |
| 2013年　4月　15日 | 24年 | 297.7 | 0.3 | 329.0 | 0.2 | 233.1 | 0.5 | 70.85 | 29.15 | 77.0 | 3 | 11.0 |
| 2012年　4月　16日 | 23年 | 296.8 | 0.2 | 328.3 | 0 | 231.9 | 1.9 | 70.64 | 29.36 | 77.5 | 3 | 11.5 |
| 2011年　4月　20日 | 22年 | 296.2 | 0.6 | 328.3 | 0.5 | 227.6 | −0.2 | 69.33 | 30.67 | 81.0 | 3 | 15.0 |
| 2010年　4月　19日 | 21年 | 294.5 | −1.5 | 326.8 | −2.1 | 228.0 | 0.8 | 69.77 | 30.23 | 79.8 | 3 | 13.8 |
| 2005年　4月　27日 | 16年 | 301.6 | −0.2 | 333.9 | −0.5 | 225.6 | 0.6 | 67.57 | 32.43 | 85.6 | 3 | 19.6 |
| 2000年　5月　8日 | 11年 | 300.6 | 0.5 | 336.7 | 0.1 | 217.5 | 1.2 | 64.60 | 35.40 | 93.5 | 4 | 5.5 |
| 1995年　5月　17日 | 6年 | 288.4 | 2.6 | 327.4 | 2.3 | 203.0 | 3 | 62.00 | 38.00 | 100.3 | 4 | 12.3 |
| 1990年　5月　24日 | 平成元年 | 241.8 | 4.3 | 276.1 | 4.4 | 166.3 | 3.9 | 60.23 | 39.77 | 105.0 | 4 | 17.0 |

男女の賃金格差

毎年2月に公表される,厚生労働省公表「賃金構造基本統計調査」の「所定内給与額の推移」から、
一般労働者の数字を取り出して計算する。

＊「一般労働者」とは、常用労働者のうち、短時間労働者を除いたもの。

【イコール・ペイ・デイ算出方法】

A＝男性賃金100に対する女性の賃金比率を算出　　28 年＝　72.97 %

B＝賃金格差分の%（100－A）　　＝　27.03 %

C＝格差分の労働日数

*労働日数を月平均22日とし、12ヶ月かけて、年間労働日数を264日と確定します。
年間労働日数に、直近の男女賃金格差の格差分のパーセントBをかけ,格差分の労働日数を算出します。
今年の直近の調査（前年）数字は、27.03%ですから、264（年間労働日）×0.2703＝71.4（四捨五入）

D＝稼働換算　格差分の労働日数を稼働月日に換算

71.4日―22日（１月）－22日（２月）－22日（３月）＝5.4日

E＝暦日付を算出

労働日（5.4）÷22（月平均労働日数）×30（4月の暦日数）＝　7（小数点以下四捨五入）

資料：平成28年賃金構造基本統計調査（全国）結果の概況
http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2016/dl/13.pdf